

岡労発基 0309 第 9 号
令和 8 年 3 月 9 日

関 係 団 体 の 長 殿

岡 山 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等
(代替化学名等関係)の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添 1 の令和 8 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 5 号により、令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 33 号。)に関し、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和 8 年厚生労働省令第 3 号。)が令和 8 年 1 月 20 日に公布されたこと、またこの省令のうち、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に関して、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの(令和 8 年 2 月 20 日厚生労働大臣告示第 42 号。以下「告示」という。)及び通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針(令和 8 年 2 月 20 日通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号。以下「指針」という。)が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ告示等され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されるとの通知がありました。

つきましては、本改正等についてご承知おき頂きますとともに、会員事業場等関係者に対して周知していただきますようお願いいたします。

また別添 1 の記の第 2 の II の 2 の(2)「代替化学名の命名方法」に、「代替化学名等の具体的な記載方法に関するマニュアルを別途発出予定」とされておりますが、別添 2 のとおり、このマニュアルも厚生労働省ホームページに公開されておりますので、併せて周知等をお願いいたします。